

文化財の匠プロジェクトの進捗についての主な御意見

<文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保について>

(用具・原材料の生産支援の拡大)

- ・生産支援が「広く浅く」長期化し、際限なく対象が増えるため、自立に向けた観点が必要
- ・分野により「自立が困難な領域」があり、仕分けして進めるのが大事
- ・需要が一気に拡大した際に対応しきれよう検討が必要

(用具・原材料に係る調査・研究)

- ・現状は分野ごとの個別対応で全体像が見えにくいので共通の課題の抽出などが必要
- ・生産者の実態把握には網羅的・専門的な調査が必要な一方で、小規模分野の課題を埋没させないよう配慮が必要

(用具・原材料に係る情報発信、需要の創出)

- ・入札制度の場合価格競争が中心になり伝統素材を使用することが困難。仕様書に織り込むなどの対策が必要
- ・無形文化財について、伝承者養成活動だけでは裾野が拡大できない

(関係省庁との連携)

- ・観光客の農作業参加、DMO との連携など生産支援の新しい形を検討する必要がある

<文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備について>

(選定保存技術保持者・保存団体の拡大)

- ・事業を活用する際に、事務局（場所）と事務員（人）が不足しているため、団体の拡大や社会貢献などに向けた検討をすることが困難。例えば、事務的な手続きの支援や文化財修理センターに選定保存技術保持団体の事務局を置けるような制度があるとありが

たい。

- 技術者にとっては技術の伝承・錬磨や工房の運営が最優先であり、事業継続が危機的な環境下でそれ以上の業務は困難。技術者間の横のつながりを支援する体制や人材が不足していることが、技術伝承が危ぶまれながら団体ができない理由の一つになっている。
- 文化財修理技術保存連盟のように団体を作り、事務局機能を補い活動している団体もあるので、こうした形で問題解決が図れないかの検討も必要

(後継者養成の充実)

- 持続可能な後継者の養成に向けて日本の伝統的な文化について関心を持つ企業の役員クラスがいるため、そうした経営層と職人との横のつながりを構築し、民間の資金を活用できる環境を形成することが必要
- 選定保存技術保存団体が複数認定される技術については、団体間の意思疎通や役割分担が重要となる

(社会的認知度の向上)

- 選定保存技術の通称策定を含め、次世代への継承には社会的認知度の向上は重要
- 建築などの教育カリキュラムの中で、文化や地域性などを組み込んだ好事例の発掘と横展開ができることが望ましい

(修理調査員の文化庁配置による体制強化 / 国立文化財修理センターの設置)

- 文化財修理センターにコーディネーターを配置することができれば、事務局機能の補助的な役割を果たせるのではないか

(その他)

- 技フェアについては保存技術保存団体からも評価が高い一方で経費がネックになっている。就職支援ブースの設置など、新たな取り組みも評価されており適正な予算措置が必要

- ・関係者同士のネットワークを構築することで原材料を融通できるなどの効果が生まれており、ネットワーク構築のためのプラットフォームが重要

<文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保について> (事業規模の確保)

- ・修理公開・文化財の活用は国民理解につながり、予算確保の根拠となるため、後押しする仕組みが必要
- ・文化財保存活用地域計画を効果的に運用し、保存と活用を一体的に行い、公開の好事例を広げるべき
- ・建築の「ヘリテージマネジャー」のような育成制度の他分野展開が期待される
- ・申請書作成・事務の負荷が大きく格差が生まれるため、申請書作成などを支援できる専門家が地域に必要

(文化財修理需要の可視化、創出)

- ・需要の創出、修理の実現については設置者側の認識を高めていくのが望ましい。

(多様な資金調達の促進/幅広い裾野の拡大)

- ・小規模案件が多い美術工芸品はクラウドファンディングだけでは対応困難
- ・クラウドファンディングは成功しても返礼品対応等で想定外の負荷がかかる可能性がある
- ・ワンオフのクラウドファンディングから恒常的な寄付につなげていく仕組みが必要
- ・修復を待っている未指定の文化財などはあるが資金不足のため需要に転化されていない。資金調達について金融の専門家を巻き込んだ基金などの検討が必要
- ・民間ファンド・遺贈・企業 CSR 等を組み合わせた仕組みが必要
- ・「日本の技フェア」だけでなく、建材フェア等への横展開が必要

(その他)

- 無形文化財（芸能分野・工芸技術分野）は有形文化財と構造が異なり、別の議論枠が必要
- 「予防保全」は適切な定義と広報が必要
- 文化財の修理需要の増加は美術館・博物館によるノウハウの蓄積においても重要
- 文化財修理についての研修の実施にあたっては、美術館・博物館だけではなく、設置者、自治体担当者も対象とすると裾野が広がるのではないか